

ふじみ野市手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
別表(第2条、第5条、第8条関係)				別表(第2条、第5条、第8条関係)			
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
64	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下アからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの</p>	1件につき	5,000円	64	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下アからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの</p>	1件につき	5,000円

イ	申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	10,000円
ウ	申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	18,000円
エ	申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	31,000円
オ	申請住戸数が25戸を超えるもの	1件につき	52,000円
(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			
ア	床面積(建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準」という。))Iの第2の2の2—3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の	1件につき	10,000円

イ	申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	10,000円
ウ	申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	18,000円
エ	申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	31,000円
オ	申請住戸数が25戸を超えるもの	1件につき	52,000円
(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			
ア	床面積(建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準」という。))Iの第2の2の2—3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の	1件につき	10,000円

	床面積を除く。イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの				床面積を除く。イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの		
	イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円		イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	31,000円
	(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	1件につき	前2号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額		(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	1件につき	前2号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
	(4) 前3号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前3号の手数料の金額の欄に定める額に39の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、40の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額		(4) 前3号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前3号の手数料の金額の欄に定める額に39の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、40の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額
65	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査		次に掲げる額を合計した額(第5号及び第6号を除く。)	65	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査		次に掲げる額を合計した額(第5号及び第6号を除く。)

(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(イからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの	1件につき	38,000円
イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	66,000円
ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	96,000円
エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	140,000円
オ 申請住戸数が25戸を超えるもの	1件につき	203,000円
(2) 共同住宅(誘導基準Ⅰの第2の2の2—3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。)の共用部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1件につき	111,000円
(3) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅		

(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(イからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの	1件につき	38,000円
イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	66,000円
ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	96,000円
エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	140,000円
オ 申請住戸数が25戸を超えるもの	1件につき	203,000円
(2) 共同住宅(誘導基準Ⅰの第2の2の2—3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。)の共用部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1件につき	111,000円
(3) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅		

建築物(次号に掲げる場合を除く。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	250,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>317,000円</u>
(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める場合に限る。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	91,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>118,000円</u>
(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
(6) 前各号に掲げる審査で都市	1件につき	前各号の手数料の

建築物(次号に掲げる場合を除く。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	250,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>412,000円</u>
(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める場合に限る。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	91,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>158,000円</u>
(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
(6) 前各号に掲げる審査で都市	1件につき	前各号の手数料の

	<p>の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査</p>	<p>金額の欄に定める額に39の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、40の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額</p>		<p>の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査</p>	<p>金額の欄に定める額に39の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、40の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額</p>
66	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</u></p> <p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費</u></p>				

<p>性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p>	<p>(ア) 床面積の合計(市長1件につき</p>	<p>11,000円</p>				
<p>が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び69の項において同じ。)が300平方メートル未満のもの</p>						
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>19,000円</p>				
<p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p>	<p>1件につき</p>	<p>アの手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額</p>				
<p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(前号アに掲げる場合を除く。)</p>						
<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イ</p>						

	<p>に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(第1号イに掲げる場合を除く。)</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>267,000円</p> <p>334,000円</p> <p>102,000円</p> <p>130,000円</p> <p>前号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額</p>			
67	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>		<p>次に掲げる額を合計した額</p>	66	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる額を合計した額</p>



(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

一の建築物につき  
5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。

(イ)、次号イ並びに68の項

一の建築物につき  
11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

一の建築物につき  
5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床

一の建築物につき  
11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき  
23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

一の建築物につき  
11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

一の建築物につき  
19,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項

面積を除く。(イ)、次号イ並びに67の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき  
23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

一の建築物につき  
11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

一の建築物につき  
31,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項

<p>(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p> <p>一の建築物につき</p>	<p>又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>	<p>(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p> <p>一の建築物につき</p>	<p>又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
---	---------------------------------	--	---	---------------------------------	--

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	334,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	102,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	432,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	102,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号

		<p>に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>				<p>に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>130,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>		<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>171,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>		<p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(6) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>第1号から第4号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う</p>		<p>(6) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>第1号から第4号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う</p>

			場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。				場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
68	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査		次に掲げる額を合計した額	67	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査		次に掲げる額を合計した額
	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合				(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合		
	ア 一戸建ての住宅	1件につき	5,000円		ア 一戸建ての住宅	1件につき	5,000円
	イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額				イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	11,000円		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	11,000円
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	23,000円		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	23,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物 の非住宅部分について次に 掲げる区分に応じ、それぞれ 次に定める額			ウ 非住宅用途を含む建築物 の非住宅部分について次に 掲げる区分に応じ、それぞれ 次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	11,000円	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	11,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>19,000円</u>	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>31,000円</u>
(2) 前号に掲げる場合以外で、 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの			(2) 前号に掲げる場合以外で、 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			ア 一戸建ての住宅について 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	40,000円	(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	40,000円
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	44,000円	(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	44,000円
イ 住宅用途を含む建築物の 住宅部分について次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に 定める額			イ 住宅用途を含む建築物の 住宅部分について次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に 定める額		



(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	80,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	135,000円
(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	20,000円
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号	1件につき	38,000円

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	80,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	135,000円
(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	20,000円
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号	1件につき	38,000円

<p>イ(3)及びロ(3)の規定により基準への適合を確認した建築物については、共用部分の床面積を除く。 (イ)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの</p>			<p>イ(3)及びロ(3)の規定により基準への適合を確認した建築物については、共用部分の床面積を除く。 (イ)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの</p>		
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	66,000円	<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	66,000円
<p>(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>			<p>(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>		
<p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件につき	267,000円	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件につき	267,000円
<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<u>334,000円</u>	<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<u>432,000円</u>
<p>(5) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項</p>			<p>(5) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項</p>		

	<p>第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	102,000円		<p>第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	102,000円
			<u>130,000円</u>				<u>171,000円</u>
69	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更</u>に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p> <p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3号に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u></p>						

<p>ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>5,500円</p>				
<p>イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>9,500円</p>				
<p>(2) <u>前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</u></p>						
<p>ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>133,500円</p>				
<p>イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>167,000円</p>				
<p>(3) <u>第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</u></p>						
<p>ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>51,000円</p>				
<p>イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>65,000円</p>				